

# 排水設備設計施行の手引き

白井市上下水道課

平成19年3月改訂版

# 排水設備設計基準

## 1. 汚水枡等の設置位置

### (1) 汚水枡と掃除口

汚水管の検査及び掃除の為の会ます（以下「汚水枡」という。）及び汚水枡を設置できない場合に設けるねじ込み式の点検口（以下「掃除口」という。）の設置位置は、次の各号によらなければならない。

ア. 汚水管の起点、終点、会合点及び屈曲点。

イ. 汚水管の内径、又は管種の異なる箇所。

ウ. 汚水管の管底勾配が変化する箇所。

エ. 汚水管の延長が、その内径の120倍を超えない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所。

### (2) 雨水枡

雨水管渠の検査及び掃除の為の会ます（以下「雨水枡」という。）の設置位置は、次の各号によらなければならない。

ア. 雨水管の起点、終点、会合点及び屈曲点。

イ. 雨水管の内径、又は管種の異なる箇所。

ウ. 雨水管の管底勾配が著しく変化する箇所。

エ. 雨水管の延長が、その内径の120倍を超えない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所。

### (3) トラップ枡

内部に水封装置を有する汚水枡（以下「トラップ枡」という。）は、便所排水を含まない汚水（以下「雑排水」という。）専用の汚水管の途中に設けなければならない。

ただし、場所的な余裕がない時は、エルボ返しその他の水封装置を工夫すること。

また、トラップの水封深は5 cm以上10 cm以下とする。

## 2. 枡の構造等

### (1) 枡の構造

汚水枡、雨水枡及び防臭枡（以下「枡」という。）の構造は、次の各号によらなければならない。

ア. 枡は、外部荷重に耐えることのできる強度を有し、漏水のない水密なもので、塩ビ製及びコンクリート製、又はこれと同等以上のものであること。

- イ. 汚水枡（防臭枡を除く）の底部に接続する汚水管の内り幅に応じて、半円形の溝（以下「インバート」という。）を設けること。
- ウ. 汚水枡の深さは、枡の内上で上・下流管底に 1 cm 以上の落差をつけること。
- エ. 雨水枡には、深さ 15 cm 以上の土砂沈でん池（以下「泥だめ」という。）を設けること。
- オ. 外流し台の汚水枡には、深さ 15 cm 以上の泥だめをもうけること。

(2) 枡の蓋

枡の蓋は、次の各号によらなければならない。

- ア. 枡の蓋は、枡の設置場所の状況に合った耐荷重用で、鋳鉄製、プラスチック製、又は、コンクリート製のものを使用すること。
- イ. 汚水枡の蓋は、密閉式とすること。
- ウ. 防臭枡の蓋は、密閉式とすること。ただし、室内で雨水混入がない場合は、この限りではない。
- エ. 雨水枡の蓋は、土砂等が混入しない構造とすること。
- オ. 掃除口の蓋は、ねじ込み式で蓋の内側に防水用ゴムパッキンを有し硬質塩化ビニル製のものを使用すること。

(3) 枡の形状

枡の形状及び大きさは、次の各号によらなければならない。

- ア. 枡の形状は、円形、又は、角形とする。
- イ. 枡の大きさ・形状は、下記による。

表 2 ますの深さ及び内径又は内り

内径又は内り幅 (cm)	深さ (cm)
15～20 <sup>注1</sup>	80以下
30～35	90以下
40～45	120以下
50～60	150以下

注 1 内径または内り 20cm ますで、管路とます立ち上がり部の会合部が維持管理器具の使用が容易な曲線構造を有している場合は、ます深さを 120cm 以下とすることができる。

3. 排水管渠の土被り及び管径と勾配

排水管渠を埋設する場合の土被りは、特別な理由のない限り 20 cm 以上としなければならない。

表 3-1 汚水管の管径及び勾配

排水人口 (人)	管径 (mm)	勾配
150未満	100以上	100分の2.0以上
150以上 300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上 500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

表 3-2 雨水管の管径及び勾配

排水面積 (㎡)	管径 (mm)	勾配
200未満	100以上	100分の2.0以上
200以上 400未満	125以上	100分の1.7以上
400以上 600未満	150以上	100分の1.5以上
600以上 1500未満	200以上	100分の1.2以上
1500以上	250以上	100分の1.0以上

4. 設計書の作成

確認を受けようとする設計書の作成に際しては、次の各号によらなければならない。

ア. 図の縮尺は表4-1を基準とする。

イ. 図には表4-2の記号表示を用いること。この表にないものについては、わかりやすく明示すること。

ウ. 平面図は、表4-3に従って作成すること。

エ. 既設は青色実線、新設（汚水）は赤色実線、新設（雨水）は緑色実線とする。





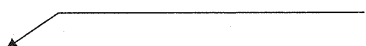
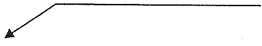
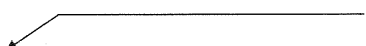
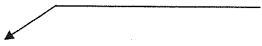
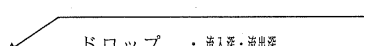
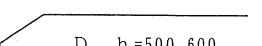
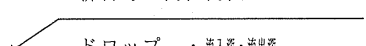
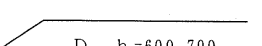
表 4-1 図の縮尺

図面の種類	縮尺
案内図	適宜
平面図	1/100以上
排管立面図	1/30以上
縦断面図	1/100以上
構造詳細図	適宜

表 4-2 名称及び記入内容

名称	記号	備考	名称	記号	備考
大便器			ドロップ楕		汚水丸楕
小便器			"		汚水角楕
浴槽			"		雨水丸楕
浴室洗場			"		雨水角楕
洗濯機			トラップ楕		丸楕
手洗(洗面)器			"		角楕
流し類			公共汚水楕		
掃除口			公共雨水楕		
"		ドロップ付	隣地境界線		
露出掃除口			建物外周		
床排水口			浄化槽		
トラップ			通気管		
汚水楕		丸楕	排水溝		
"		角楕	阻集器		
雨水楕		丸楕	量水器		
"		角楕			
雨どい					

表 4-3 平面図記入要領

名 称	記 入 内 容	記 入 例
排 水 管	内径・管種・勾配・延長 	100VP 2/100 6.0 
汚 水 枡	枡番号・内径内法・深 	ℕ1 300×H 300 
雨 水 枡	枡番号・内径内法・深（泥だめ深） 	ℕ1 300×H 450 (150) 
掃 除 口	枡番号・内径内法・深 	ℕ1 100×H 600 
ドロップ 枡	枡番号・内径内法 ドロップ ・ 流入深・流出深 	ℕ1 300 D h =500, 600 
掃除口・ドロップ 枡	枡番号・内径内法 ドロップ ・ 流入深・流出深 	ℕ1 C 100 D h =600, 790 

設計図の記載数値

種 別	単 位	記入数値	記載例
管 路 延 長	m	小数点以下 1 位まで	7.5
マンホール、枡の寸法	mm	-	300
管 径	mm	-	100
管 の 勾 配	-	小数点以下 1 位まで	2.0/100
マンホール、枡の深さ	mm	-	300

注 1. 記入数値の直近下位の端数を四捨五入する。

注 2. 管路延長は小数以下 1 位を 0 か 5 に丸める（二捨三入、七捨八入）

## 5. トラップ

トラップとは、衛生器具に内蔵するか、又はそれからの付属品として、あるいは排水系統中の装置として、その内部に水封部をもち、排水の流れに支障を与えることなく、同時に排水管中の空気が、排水口から室内に上昇してくるのを阻止することのできるものをいう。

衛生器具には、作り付けトラップのあるものを除き、全ての衛生器具にトラップを内蔵するか、又は衛生器具の付属品として器具排水口にできるだけ接近して取付けなければならない。

### (1) トラップの目的

排水管内は、一時的に満水状態になることはあっても、器具からの排水がない場合には排水管内は空気が流通しているのが普通であり、器具排水管などの小口径管では、管内は相当の時間、空虚の状態が多いと言ってよい。

排水管の内面には、排水中に含まれる混入物の付着による腐敗臭があり、流量が少ない場合は下水管内の悪臭を含む空気が、煙突効果による上昇気流で上方へ流れている。

衛生器具などには、排水管を通じて建物室内に悪臭などの侵入を阻止するために、水封式トラップを設けることが建告第 1579 号（改 1674 号）に規定されている。トラップが破封すると、排水管内及び下水管から不快・有害ガスが室内に充満し、害虫も侵入してくるので、きわめて非衛生的な状態になる。

このような悪影響を未然に阻止する目的で、排水管系統中の要所に設ける封水式の装置・器具、それがトラップである。

### (2) トラップの必要条件

トラップの機能として、封水を保持すること、自浄作用を有し、清掃などが容易であることが必要である。必要な要件は次のようなものがあげられる。

ア. 排水管内の臭気・衛生害虫などの移動を有効に防止できる構造とする。

イ. 汚水に含まれる汚物などが付着し、又は沈積しない構造とする。ただし、阻集器を兼ねる排水トラップについては、この限りではない。

ウ. 封水深は、50 mm以上、100 mm以下（阻集器を兼ねる排水トラップについては、50 mm以上）とする。

トラップ封水は、排水管内の圧力変動・蒸発・毛管現象などで減少するので、最小残留封水深を 25 mmとし、安全を考慮してその 2 倍の 50mm を最小残留封水深としている。また、封水深が深すぎると自浄作用が弱まりディップに沈積物を生じやすいなどの理由で、最大封水深を 100 mmとしている。

なお、阻集器のトラップについては、定期的に掃除をすることが原則であり、ディップに沈積物を生じても掃除のしやすい構造であるので、封水深を深くしても差し支えなく、50mm以上の封水深を設けるだけとして、上限を外している。

エ. 容易に掃除ができる構造とする.

オ. 二重トラップにならないように設ける。トラップが二重にあると、排水時にトラップ間の空気は閉じ込められ、大きな圧力変動を起こすおそれがあり、排水の流れにも支障を来たすおそれがあるため、二重トラップとしてはならない。

カ. トラップは、その内部に間仕切りまたは可動部分のないものとし、自浄作用のあるものでなければならない。したがって、わんトラップや隔壁トラップは、原則として使用してはならない。

わんトラップは、取外し容易なわんでトラップを形成していること、わんが隔壁となってトラップを形成していること、及び通水路が狭く自浄作用が劣るなどの理由で、米国では使用を禁止している。

日本では、集合住宅などで掃除に便利なことから広く使用されているが、わんを取り去るともはやトラップとはならないので、使用しないほうがよい。

また、隔壁トラップは、かつては鋳物であるため隔壁が腐食して穴があいて、トラップ機能を損なった事例があるので禁止されていた。しかし、この禁止措置は適切な材質のものを、良好な品質管理のもとで製造されれば解決できる問題である。

キ. 作り付けトラップの内壁面及び排水路の断面形状は、はなはだしい変化のないものでなければならない。

ク. 頂部通気付きトラップを使用してはならない。頂部通気付きトラップとは、トラップウェアから下流の排水管の2倍未満のところに通気管を設ける構造となっているものをいい、一度に通気管に排水が流入して、通気管を閉塞するおそれがあるので使用してはならない。

ケ. トラップの水封部に継手を用いる場合は、金属すり合せ継手を使用することが望ましい。

コ. トラップは、水封部の点検が容易でかつ清掃しやすい箇所に、十分な大きさのねじ込み掃除口のあるものでなければならない。ただし、作り付けトラップ、器具と組み合わせられたトラップで、点検もしくは掃除の目的のためにトラップが容易に取り外せる場合は、この限りでない。

サ. トラップの水封部の掃除口は、ねじ付き掃除口プラグ及び適切なガスケットを用いた水密な構造としなければならない。



以上の規定のほかに、今後トラップ性能の観点から、次のようなことを検討していくことが必要あると思われる。

- 1) 騒音を発生しないこと。
  - 2) 耐久性のあること。
  - 3) 適切な耐圧性能を有すること。
- 特に耐圧性能に関しては、排水・通気システムの性能を決定するうえで基本となるものであり、上記のような要件を満たしているもの以外は、製造・販売されないようにすることが望ましい。また、トラップの種類・形状によって耐圧性能に相当の差があるので、一定の制限を加えることの是非の検討も望まれる。

### (3) トラップの種類

トラップの種類には、一般に管トラップ・ドラムトラップ・わん（ベル）トラップ・ボトルトラップなどがある。特殊な形態として、トラップ柵と作り付けトラップがある。また、使用用途によって、器具に使用されるトラップを床排水トラップと称している。

#### ア. 管トラップ

管トラップは、小型で自浄作用を有するが比較的水封が破れやすい特徴をもっている。衛生器具に設けるトラップは、一般にPトラップが使用される。Sトラップは、機構的に床に排水管のある場合に限定され、また排水終了後の戻り水がなく、自己サイホンによる封水損失を起しやすいため、特殊な場合を除いて使用されない。Uトラップは、排水横管の途中に設けるもので、雨水管と敷地排水管の間などに設けられる。

#### イ. ドラムトラップ

水封部が大きく、破封しにくい構造である。ドラムトラップは、排水中の混入物をトラップ内にたい積させ、掃除できる構造となっており、実験流しなどに利用される。

#### ウ. わん（ベル）トラップ

流し・床排水などに利用されている。しかし、容易に取り外すことのできるわんでトラップを形成しているため、清掃などでわんを取り外したまま使用されるおそれがあり、非衛生的になりやすいため、なるべく使用しないほうがよい。

#### エ. ボトルトラップ

脚断面積比が比較的大きく、破封しにくい構造である。ヨーロッパでは器具のトラップとして利用されているが、日本での使用は少ない。

わんトラップ・ボトルトラップは、トラップを1枚の隔壁で形成しており、隔壁トラップといわれている。

また、管トラップはサイホン式トラップといわれ、自己サイホンによる封水損失を起しやすいため、ドラムトラップ・わんトラップ・ボトルトラップなどは非サイホント

ラップといわれ、自己サイホン現象が起きにくく、また脚断面積比も一般に大きいので自己サイホン・誘導サイホンに対しても強く、耐圧性能の高いトラップである。

オ. 作り付けトラップ

器具とトラップが一体になったものを作り付けトラップといい、大便器・小便器などに使用されている。

カ. トラップ柵

雨水排水や機械室排水などの比較的清浄な雑排水を排除する際に、トラップの取付けが困難な場合、または排水中の固形物を下水管に流出させないように捕捉する必要がある場合に、トラップ柵を設ける。雨水の排除などでは、一般に排水の流出側を水没させて、下水管からの臭気などの侵入を阻止する。

表5 トラップ及び器具排水管の排水口径

器具	トラップの最小口径	器具排水管の最小口径
大便器	100	100
小便器 壁付型	40	40
ストール型・壁掛ストール型洗出式	50	50
台付型・サイホンゼット吹出型	75	75
公衆用 トラフ型 2人立	50	50
3～4人立	65	65
便所 連立式 5～6人立	75	75
洗面器	30～40	30～40
手洗器 普通型	30	30
小型	25	25
歯科用洗面器	30	30
理髪・美容用洗面器	30	30
水飲器	30	30
タン吐き器	30	30
浴槽 洋風	50	50
和風・住宅用	40	40
公衆用・共用	75	75

囲いシャワー	50	50
掃除用流し	65～75	65～75
洗濯用流し	40	40
連合流し・連合洗濯用流し	50	50
洗面所連続流し	40～50	40～50
汚物流し	75～100	75～100
医療用流し	40	40～50
同上	40	40
歯科用ユニット	30	30
化学用実験流し	40	40
流し 台所用・住宅用	40～50	40～50
ホテル公衆用	50	50
ソーダファンテン又はバー用	50	30～40
バントリー用・皿洗い用	40～50	40～50
野菜洗い用	50	50
湯沸し用	50	50
電気洗濯機	40	40
床排水	40～75	40～75

## 6. 公共枿への接続

排水管渠を公共枿に接続する場合は、次の各号の定めるところによらなければならない。

- (1) 公共枿への接続は、排水方向を考慮し、必要に応じてインバートを切り直すこと。
- (2) 公共枿内の詰物は排水管渠を接続後、撤去すること。また、公共枿内にモルタル等がないか確認すること。
- (3) 公共枿と排水管との接続は、原則として枿の底部に取付けること。
- (4) 止むを得ず公共枿の底部に取付けができない場合には、副管取付けとし、公共枿内において配管、エルボ等の設置はしてはならない。

## 7. 給油施設及び業務用露天洗車場の排水設備の取扱い

消防法の規定がある場合においては、その規定によるほか、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 「給油施設」及び「業務用露天洗車場」内に降った雨水は、汚水の排水設備へ排除す

ること。ただし建物屋根等に降った雨水は、雨水として処理すること。

- (2) 「給油施設」及び「業務用露天洗車場」の外周に降った雨水は、当該洗車場等へ流入することのないように適切な処置を講ずること。
- (3) 「給油施設」及び「業務用露天洗車場」の排水については、その水質により除害施設を設置しなければならない場合も考慮されるため、申請書を提出する前に、上下水道課維持管理班の指導を受けること。
- (4) 除害施設の設置を必要としないと認めたものにあっても、オイルトラップ及び泥だめを設けること。

〔用語の定義〕

1. あふれ面

水が衛生器具及び水受容器の上縁又は、オーバーフロー口を越えてあふれ始める水面をいう。

2. あふれ縁

衛生器具から水があふれ落ちようとする上縁をいう。

3. 衛生器具

水を供給するために、液体若しくは洗浄されるべき汚物を受け入れるため、又はそれらを排出するために設けられた水受け容器及び装置をいう。

4. 衛生陶器

飲用・洗面・用便及びこれらに類似する用途に使用する器具、並びに排水を受ける器具などで水洗いできる構造の陶製器具をいう。

5. 横走管

水平又は水平と45度以内の角度で配管した管をいう。

6. 汚水（下水）

法第2条第1号に規定する汚水（下水）をいう。

7. 汚水管

汚水を導く管をいう。

8. オーバーフロー

衛生器具又は水受容器のオーバーフロー口から水があふれる現象をいう。

9. オーバーフロー口

衛生器具、又は水受容器のあふれ水流出口をいう。

10. オフセット

ある配管から、それと平行な他の配管へ配管を移すために、エルボ又はベンド継手で構成されている移行部分をいう。

11. 各個通気管

1個の器具トラップを通気するため、その器具よりも上方で通気系統へ接続するか又は、大気中に開口するように設けた通気管をいう。

12. 管径

特定の場合以外は、公称口径（呼び径）をいう。

各種器材の実寸法については、日本工業規格に示されているものとする。

13. 間接排水  
排水系統へ直結してはならない排水を排水系統に直結している器具又は水受容器の中へ排水口空間を設けて排水することをいう。
14. 器具単位  
器具排水単位の総称をいう。
15. 器具トラップ  
各種衛生器具に適用した形状及び構造を持った付属トラップをいう。
16. 器具排水管  
衛生器具に付属する器具トラップに接続する排水管で、器具トラップから他の排水管までの間の管をいう。
17. 器具排水単位  
ある特定の衛生器具排水単位流量を排水単位 1 と定め、これを基準として各種器具の数値を定めたものを、その器具の器具排水単位という。
18. 器具排水単位流量  
衛生器具、又は水受容器の排水口から単位時間内に流出する水量をいう。
19. 器具排水負荷単位  
衛生器具の使用者の種別、衛生器具の種類による使用頻度、及び多数の器具の同時使用を考慮した負荷率を見込んだ排水の単位をいう。
20. 逆流  
排水管の中で下流側から上流側へ排水が流れることをいう。
21. 排水設備  
法第 10 条第 1 号に規定する排水設備をいう。
22. 共用通気管  
背中合わせ又は並列に設置した衛生器具の器具排水管の交点に接続して立ち上げ、その両器具のトラップ封水を保護する 1 本の通気管をいう。
23. 共同トラップ  
原則として 2 個ないし 3 個の器具から排水を受け持つ 1 個のトラップをいう。
24. かわき通気管  
湿り通気管以外の通気管のことで、湿り通気管と区別する場合に使用する。
25. 下水道  
法第 2 条第 2 号に規定する下水道をいう。

26. 結合通気管

排水立て管内の圧力変化を防止、緩和するために、排水立て管から分岐して立ち上げ、通気立て管へ接続した逃がし通気管をいう。

27. 勾配

横走管の中心線と水平線とのなす角度をいい、一般的には横走配管の一定水平投影長さに対する垂直長さをいう。

28. 工場廃液

工場施設における生産工程から生ずる液状廃物をいう。

29. 固定支持金物

管及び器具類を建物の壁、床、天井、その他の構造体に固定支持するための金物をいう。

30. 自浄作用

排水の流下水勢によって封水底部もしくは側壁に沈積あるいは付着し、又はしようとする小雑物を押し流す作用をいう。

31. 湿り通気管

大便器以外の器具からの排水が流れることのある通気管をいう。

32. 主管

排水系統で、枝管が接続しているその系統の主要幹線をなす部分をいう。

33. 処理区域

法第2条第8号に規定する処理区域をいう。

34. 伸頂通気管

最上部の排水横枝管が排水立て管に接続した点よりも、さらに上方へその排水立て管を立ち上げ、これを通気管に使用する部分をいう。

35. 水封

排水管、下水管などからの臭気、下水ガス、ねずみなどの衛生害虫等が室内に侵入するのを防止するために、液体で封ずることをいう。

36. 水封トラップ

水封部を持ったトラップをいう。

37. 阻集器

排水中に含まれる有害危険物質又は望ましくない物質の流下を阻止、分離、収集して、残りの水液のみを自然流下により排水できる形状と構造を待った器具又は装置をいう。

38. 立て管

垂直又は垂直と45度以内の角度で配管した管をいう。

39. 通気管

排水系統内の空気の流動を円滑にし、同時にトラップ水封がサイホン作用や背圧によって破壊されるのを防止するために設ける管、及び排水系統内の換気を図るために設ける管をいう。

40. 通気系統

通気管とそれらを接続するのに必要な継手類及び各種の付属品の全てを含む系統をいう。

41. 通気立て管

排水系統のいずれの箇所も、空気の循環が円滑に行われるように設けられた縦の通気管をいう。

42. 通気横枝管

1本以上の各個通気管を合わせて、これを通気立て管又は伸頂通気管に接続する横管をいう。

43. 吐水口空間

衛生器具、水受容器のあふれ縁と水せんの吐水口端との垂直距離をいう。

44. トラップ

衛生器具に内蔵するか、それらの付属品として、あるいは排水系統中の装置として、その内部に水封部をもち、排水の流れに支障を与えることなく、同時に排水管中の空気が排水口から室内に逆上昇してくるのを阻止することのできるものをいう。

45. トラップウェア

トラップ下流のあふれ部の下流面をいう。

46. トラップのディップ

トラップ底部の上部の内面をいう。

47. トラップ封水深

封水ウェアとディップの間の垂直距離をいう。

48. 排水（下水）

建物及び敷地内の汚水、雨水、廃水又は捨て水すべてをいう。

49. 廃水

製造施設の稼働に伴って排出される物質によって汚濁された液の総称をいう。



50. 排水管

排水を排除する管をいう。

51. 排水系統

建築物内における排水管、及び接続に必要な継手深又は各種付属品並びにそれに伴う装置をいう。

52. 排水口空間

間接排水管の管端と、排水系統に直結している器具又は水受器のあふれ縁もしくは、排水を受ける床面との間の垂直距離をいう。

53. 排水タンク

建築物内、敷地内、その他の排水を集水し、これを機械力によってくみ上げ排除するためのタンクをいう。

54. 排水横枝管

器具排水管からの排水を、排水立て管又は排水横主管へ導く全ての横走管をいう。

55. 排水横主管

排水立て管又は排水横枝管、器具排水管から排水をまとめて建物外排水管へ導く管をいう。

56. 封水

トラップ内部に保持してある液体をいう。

57. 行き詰り

排水及び通気の各配管において、配管長さ 30cm 以上の枝管を設け、その管端をプラグ、キャップその他の方法で閉鎖した部分をいう。

58. ルーフドレン

ベランダに受けた雨水を、雨水立て管に導くための器具をいう。

59. ループ通気管

2 個以上の器具トラップを保護するため、最上流の器具排水管が排水横枝管と接続した点のすぐ下流から立ち上げて、通気立て管又は伸頂通気管と接続する通気管をいう。

昭和 50 年建設省告示第 1597 号（改正 昭和 57 年建設省告示第 1674 号）

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 2 第 2 項第 6 号及び第 3 項第 5 号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準を次のように定め、昭和 51 年 1 月 1 日から施行する。

第 1 飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。以下同じ）である管及び排水のための配管設備である管の構造は、次に定めるところによらなければならない。

1. 建築物の部分を貫通して配管する場合には、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
2. 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生じるおそれがある場合において、伸縮継手または可とう継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。
3. 管を支持し、又は固定する場合においては、つり金具又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。

第 2 飲料水の配管設備の構造は、第 1 によるほか、次に定めるところによらなければならない。

#### 1. 給水管

- イ. ウォーターハンマーが生ずるおそれがある場合においては、エアチャンバーを設ける等有効なウォーターハンマー防止のための措置を講ずること。
- ロ. 給水立て主管からの各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐点に接近した部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分に止水弁を設けること。

#### 2. 給水タンク及び貯水タンク

- イ. 「建築物の内部、屋上又は、最上階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。
  - (1) 外部から給水タンク又は貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）の天井、底又は、周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。
  - (2) 給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。
  - (3) 内部には、給水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。
  - (4) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げたマンホール（直径 60 センチメートル以上の円が内接することができるものに限る）を設けること。ただし、給水タンク等の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。

- (5) (4) のほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。
- (6) ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。
- (7) ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が 2 立方メートル未満の給水タンク等については、この限りでない。
- (8) 給水タンク等のうえにポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。

ロ. イの場所以外の場所に設ける場合においては、次に定めるところによること。

- (1) 給水タンク等の底が地盤面下にあり、かつ、当該給水タンク等からくみ取り便所の便槽、し尿浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く。）ガソリタンクその他衛生上有害の貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が 5 メートル未満である場合においては、イの (1) 及び (3) から (8) までに定めるところによること。
- (2) (1) の場合以外の場合においては、イの (3) から (8) までに定めるところによること。

第 3 排水のための配管設備の構造は、第 1 によるほか、次に定めるところによらなければならない。

#### 1. 排水管

イ. 掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

ロ. 次に掲げる管に直接連結しないこと。

- (1) 冷蔵庫、食器洗器、水飲器、洗たく機その他これらに類する機器の排水管
- (2) 滅菌機、消毒器その他これらに類する機器の排水管
- (3) 給水ポンプ、空気調和機その他これらに類する機器の排水管
- (4) 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管

ハ. 雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管に連結しないこと。

#### 2. 排水タンク

イ. 通気のための装置以外の部分から臭気もれない構造とすること。

ロ. 内部の点検を容易かつ安全に行うことができる位置にマンホール（直径 60 センチメートル以上の円が内接することができるものに限る。）を設けること。

- ハ. 排水タンクの底には吸い込みピットを設けること。
- ニ. 排水タンクの底の勾配は吸い込みピットに向かってト5分の1以上10分の1以下とする等内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造とすること。
- ホ. 通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開放すること。

### 3. 排水トラップ

- イ. 雨水排水管（雨水排水立て管を除く。）を汚水排水のための配管設備に連結する場  
合においては、当該雨水排水管に排水トラップを設けること。
- ロ. 二重トラップとならないように設けること。
- ハ. 排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止することができる構造とすること。
- ニ. 汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈殿しない構造とすること。ただし、阻集器を兼ねる排水トラップについては、この限りではない。
- ホ. 封水深は、5センチメートル以上10センチメートル以下（阻集器を兼ねるトラップについては5センチメートル以上）とすること。
- ヘ. 容易に掃除ができる構造とすること。

### 4. 阻集器

- イ. 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、  
又は排水のための配管設備を損傷するおそれがあるものを含む場合においては、有  
効な位置に阻集器を設けること。
- ロ. 汚水から油脂、ガソリン、土砂を有効に分離することができる構造とすること。
- ハ. 容易に掃除ができる構造とすること。

### 5. 通気管

- イ. 排水トラップの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によってトラップ  
が破封しないように有効に設けること。
- ロ. 汚水の流入により通気が妨げられないようにすること。
- ハ. 直接外気に衛生上有効に開放すること。

## 第4 適用の特例

建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第1（い）欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が2以下で、かつ、延べ面積が500平方メートル以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第1、第2（第1ロを除く。）並びに第3第3号イ及び第4号の規定は、適用しない。ただし、2以上の建築物（延べ面積の合

計が 500 平方メートル以下である場合を除く。) に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が 5 立方メートルを超える給水タンク等については、第 2 第 2 号の規定の適用があるものとする。

#### 附則

この告示は、昭和 57 年 12 月 1 日から施行する。